

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室及び総務部の分掌に属する事項、政策地域部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、復興局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2）～（5） [略]</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室及び総務部の分掌に属する事項、政策地域部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、復興局、<u>I L C推進局</u>及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2）～（5） [略]</p>
2	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） <u>商工文教委員会</u> 委員10人以内</p> <p><u>文化スポーツ部及び商工労働観光部の分掌に属する事項、政策地域部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>県土整備委員会</u> 委員10人以内</p> <p><u>県土整備部及び企業局の分掌に属する事項並びに収用委員会の所管に</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>文教委員会</u> 委員10人以内</p> <p><u>文化スポーツ部の分掌に属する事項及び政策地域部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） <u>商工建設委員会</u> 委員10人以内</p> <p>商工労働観光部、<u>県土整備部及び企業局</u>の分掌に属する事項並びに労働委員会及び<u>収用委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>（5） [略]</p>

属する事項

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年9月11日から施行する。

理由

I L C推進局の分掌に属する事項を所管する常任委員会を定め、並びに商工文教委員会及び県土整備委員会の名称及び所管を改めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。